



## 〈資料〉匈牙利改正和議法の特徴 : 附, 罰則改正法案

齋藤, 常三郎

---

**(Citation)**

国民経済雑誌, 47(5):743-756

**(Issue Date)**

1929-11

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/00054200>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00054200>



## 匈牙利改正和議法の特徴

附、罰則改正法案

齋藤常三郎

一

匈牙利國は、去る千九百十五年十一月十六日破産豫防を目的とする和議法を公布し、同年十二月一日より之れを實施し、爾來十年を経過し來りしところ、千九百二十六年に至り大改正を爲し、同年二月二十三日其改正せる和議法を公布し、翌三月五日より之れを實施したのであつて、其後昨二十八年八月に至るまでの間數度之れに付き小改正を爲し今日に至つたのである。而して私は、改正前の舊和議法に付ては拙著破産法及和議法第一卷二百二十六頁以下並に拙著日本和議法論三百九十六頁以下に之れを説明し且多少の論評を試み置いたのであつて、又改正後の和議法に付ては其一半を改正後間もなく法律論叢に掲載したのであるが（同論叢十八卷三號四號昭和二

年度)其全部を盡さずして今日になつたのである。改正和議法に關し法律論叢に曩に掲載したる以外の殘部に付き、同論叢に説明せる程度に於て之れを敘述することが至當であつて又同論叢に引續き續稿として掲載し貰ふのが順序とも思ふのであるが、一つは曩に説明せると同程度に於て記述するの時間を目下持つて居らぬのと、他は諸國の和議法を敘述するに付き、匈牙利の改正和議法を簡單ながらも其大體若くは其特徴を説明し置くことが研究の便宜上都合よきとに因り、本誌を藉り其大體否な特徴とも云ふべきを茲に説明することとする。

匈牙利の舊法は、七十二ヶ條より成り其體系は大體塊太利法に據つたものであるが、新法は百二ヶ條より成り居り、其仕組は塊太利法と大に異なるものあるは勿論其他の歐洲大陸の立法とも甚だしく異なるものがあつて、新式の立法と云ふべく、吾人の参考と爲るもの頗る大なりと思ふのである。

改正和議法の參考資料とも云ふべきものは、(一) Josef v Sommer u. Karl Csiky, Das neue Zwangsvergleichsverfahren in Ungarn (I) Harnik, Der gerichtliche Ausgleich (II) L. Samolewicz, Gesetz über den Vergleich zur Abwendung des Konkurses 2te Aufl. (四) Zeitschrift f. Ostrecht Jahrg, H. 8. (五) Blätter f. Internationales P. R. 2 Jahrg. Nr. 4. (六) Mitteilungen des C. V. v. 1870. 等である。

## 二

一、舊法は、一般和議主義を採用し、商人と非商人との區別なく、孰れも和議能力ありと定め且無條件に相續財産に對する和議能力を認めたのである。新法は、一般和議主義を採りたることは舊法と同一なるも、然し相續

財産に付ては制限を設け、相續財産が經濟經營又は營業 (Wirtschaftlicher Betrieb, Geschäft, Unternehmung) に屬するものに限り、和議能力ありと定めたのである。這は新法の採りたる一般原則に合するものであつて、其原則とは和議は經濟的目的に適合する存在を有するものみに、之れを許すべしと云ふにあるのである。されば相續財産が、單純なる農業的經營に屬するときは、和議を得ることを許さない。これを以て看れば、新法は營業的及び商人的經營に付き主として和議を許す趣意なることが判る (形式上は一般主義なるも)。而して新法施行當時已に開始せられたる和議手續は、何等の制限なく和議債務者の死亡後も尙繼續するのである。

二、和議開始の條件は、甚だ嚴密である。舊法に於ては、債務者は和議債權の少くも四割を一年内に支拂ふべきことを必要とすと定めたるに反し、改正法制定當時に在ては、其四割を八ヶ月内に支拂ふことを要し、其辨濟率それ以上なるときは (必ず少くも五割なるを要す)、其四割を超過する部分は長くも一年半内に支拂はるることを要する旨を定めて居る。然るに昨年(一九二八年)八月一日の此點に關する改正に依れば、債務者は和議債權の少くも五割を八月内に支拂ふべきものと定めてあるのみならず、其辨濟率六割の申出を爲す場合に於ては、其五割を超過する部分に付ては、一年半内に支拂ふべきことを要すと定めてある。尤も之れに對する例外がある、即ち債務者が債權の少くも五割を代表する債權者の同意書を和議申立に添附する場合には、其辨濟率が二割五分 (長くも八月内に) の申出なるときと雖も和議手續は開始せらるるのである。尤も債權者は、右同意を爲したることによつて法律上不利を受くることはない。同意債權者は少額辨濟率の申出に付ても和議手續が開始せらるる

ことを希望するに過ぎざるものなるが故に、和議期日に於て和議の可決に反する表決を爲しても可いのである。蓋し債權者は和議期日（債權者集會の時）に至り債務者の經濟状態を悉知し茲に始めて自己の贊否の意思を決定することを得るものであるからである。

尙改正法に於ては嚴密なる規定がある。即ち商人たる債務者の營業が二年を超過せざるときは、和議手續を開始せざることである。非商人に對しては、斯る制限がない。蓋し其理由は、商人にして已に二年間を維持すべき資本及び能力なかりし者の如きは、將來再興の希望なく且一般經濟社會も斯る人を必要としないが、然し非商人にして其支拂困難が過失に因るにあらざれば、一般經濟社會の上より見て更に之れを有利の方面に轉回せしむることを得るものであるからと云ふにある。

合名會社又は合資會社に對する和議手續は、其無限責任社員に對する和議の申立ある場合に限り之れと共に開始することを得る。

改正法第六條には、其他の條件を定め居るも（拙稿法學論叢一八卷三號一〇二頁以下參照）其條件は何れも嚴重であるが、這は和議の濫用を防止せんが爲めである。其條件の一を擧ぐれば、例へば債務者が其申出でたる辨濟率を支拂ふべき財産を有せざることが債務者の提出に係る財産目錄及び假貸借對照表に照し判然たるときは、和議開始を許さざるが如きことである。

三、改正法は、和議手續に付ては、辯護士添附強制（Anwaltszwang）である。尤も這は和議手續開始の申立て

付てのみ適用あるものであつて、其以後の手續段階に付ては、債務者本人出頭するも可なり又代理人をして代つて出頭せしむるも可なりである。和議代理人を職業と爲す者は、如何なる場合に於ても、代理人として参加することを得ないのである。而して辯護士に付ては、次の如き一つの制限がある、即ち辯護士が最後の二年間に於て債務者の爲め、民事訴訟上又は非訟事件上、之れが任意代理を爲したる場合に於ては、和議申立の可決に付ては債務者の親族と同様の取扱を受くるのであつて、其表決は、和議に反對するときに限り、定足數に算入せらるるのである。

四、改正法は、口頭に依る表決權行使(投票)の外に、尙無條件に書面上の表決權の行使を許すのである(改七〇條)。舊法は、口頭に依る表決權行使は、債權者が幾判所の所在地に住居せざる場合に限り之れを許したのである(舊四三條二項)。論者は此書面投票に付て賛成を表して居る。其理由は「改正法は書面投票に付ては署名の認證に依り又辯護士の署名に依り爲すものなるが故に賛否を濫用せざるべく且債權者は決議の終了するまで書面に依る意思表示を取消すことを得るものなるを以て旁々書面上の表決を不可なりと云ふを得ざるべし、加之書面投票は債權者が其決議を爲す爲めの心勞及び費用を節略するを得るの利益あり」と云ふに至る(Bähler f. I. P. R. a. a. O. S. 76)。然れども口頭に依る投票と書面に依る投票との間に於ては次ぎの如き差異がある。即ち新舊法共和議可決に付ては、和議期日に出席せる債權者(又は代理人)の絶對多數が斟酌せらるるに反し、新法に於ては和議期日に出席せる債權者は自己の受くべき辨濟率の百分の一を費用の代償として受くることを得るのである(債

權者が和議裁判所の管轄區域外に住する場合に限る。右最後の改正は外國に在る債權者にも適用せらるべきである。

三

一、改正中最も創設的にして且興味ある制度は、第四章として規定したる職權的和諧 (obligatorischer Privat-ausgleich) であつて、這是、専ら商人及び工業家に適用せらるるものである (第二十四條乃至第三十七條)。

商人又は工業家が、和諧の無効なりし旨の管轄信用保護協會 (Kreditschutzverein) の證明なくして、和議開始の申立を爲す場合に於ては、判事は和議手續を開始し且其開始に伴ふ處分 (例へば和議管財人の任命、和議開始の公告、登記簿記入等) を爲したる後、爾後の手續を中止すると共に和解成立の目的を以て一切の記録を管轄信用保護協會に交附することを要するのである。

二、信用保護協會は、三十日の不變期間内に和諧を成立せしむる爲め、調停の勞を採る。換言すれば、其調停の勞は三十日を限り之れを採るのである。右三十日間は和議判事の行動は之れを止むるに反し、和議管財人が其行爲を爲すのであるが、然し其行爲は債務者の法律上制限せられたる業務を爲すに付き用意を爲すことに在る。而して和議管財人は債務者に於て其債務者たる第三債務者より現金取立を爲すことを得るの權利を奪ひ自己自ら其取立を爲し且之れを保管することを得るが如き法律上の權利は右三十日間は之れを行ふことを禁ぜらるるのである。加之和議管財人の其他の職務は、三十日間は之れを行ふことを得ずして、信用保護協會之れを行ふのであ

る。

和議管財人の其他一切の職務は、前記期間中は、信用保護協會に移り協會之れを取扱ふのである。同協會が債務者の財産状態の調査及び支拂不能の原因並に和議管財人の執るべき事務の取調を爲したる後、和解辯論期日を指定する。尤も協會が債務者の不誠實なる行爲に因りて生じたる事故あること、特に債務者に於て和議手續を求めたる動機となりたる財産状態に付き故意に債務を増加し又は其財産状態の眞状を開陳せず、又は故意若くは重大なる過失に因り其支拂不能の届出を遅延し、且之れに因りて債權者の辨濟に供する爲めの財産價額を減少せしめたることの事實を知りたるときは、之れを裁判所に通知する。裁判所は此通知に依り且協會の提出せる材料に基き裁判上の和議手續を繼續すべきものなりや又は之れを廢止すべきものなりや否やを裁判するのである。

三、和議辯論期日に於て、和議が有効に成立するが爲めには、債權者の承諾の定足數が、届出を爲したる債權者の債權總額の七割五分の債權額に達することを要する。頭數に依る定足數は毫も之れを必要としないのである（一九條）

決議終了の後は、協會は其旨を一切の債權者に通知し且書類を裁判所に送附する。債權者は、決議に参加せると否とに論なく、十五日の不變期間内に、和議に對し異議を主張することを得る。若し此期間内に異議の主張なかりしときは、判事は和議を認可する。此認可ある和議は、裁判所の面前にて和解を爲せると同一の效力（例へば債務名義と爲ることの如き）を有する。但和議の内容が善處の風俗に反し又は法律の許さざる行爲を義務付け

たるときに限り、判事は認可を拒絶することを要する。

異議が理由ありとするときは、判事は、和諧に對する認可を拒絶し且和諧手續の始めより裁判上の和議手續に先行せざりしものとして取扱はるるのである。尤も判事は信用保護協會の爲したる處置を自己の自由裁量に依り裁判上の和議手續に利用するや否やを定め得るの權能を有する。而して異議の理由と爲るべき事由は、(一)當事者が和諧手續に關する規定特に和諧が法定の形式及び内容に適せざること、(二)和諧承諾債權者の法定多數確定の際に議決權を有せざる債權者の表決を定足數に算入せること、(三)債務者が其財産狀態を眞實に申述べざりしこと等である。

四、和議法が和議の成立を希望し且之れが爲め種々なる恩惠的規定を設け居ることは和諧を試むる際に於て已に明白である。即ち信用保護協會に於て爲すべき手續、例へば債權者の債權届出及び和諧に對する異議等に付ては手數料を徴收しないのである。又和諧が成立せる場合に於ける和議管財人の報酬は債務者の積極財産の百分の一なるを通例とする(和諧以外の手續に於ては其報酬は百分の四なるに拘らず)、尤も和議管財人の心勞が特別に多く費やされたる場合には右率以上の報酬を出すのは勿論である。又債權者が債務者の支拂能力及び財産狀態に相應せざる過分の請求を爲し、以て和諧の成立を故意に妨げ若くは之れを遅延せしめたる時、又は成立せる和諧に對し理由なきことの明白なる異議を主張したるときは、これに因りて生じたる費用の全部又は一部を負擔せねばならぬ如きは是れである。

#### 四

一、和議が成立せず又は判事之れを認可せざるときは、判事は其後三十日内に和議期日を定め利害關係人を呼出すべく(三五條末項)、債務者は期日に出席することを要し、已むことを得ざる事故あるときは、判事の許を得て他人をして代理出席せしむることを得。債權者にして和議債權を有し且正當に届出を爲したるものは議決權を有する。親族は債權者なるも、和議不賛成の場合の外は議決權を有さないものである。和議が成立するには、頭數より見て出席債權者の過半數、額より見て其過半數の額が議決權ある債權額の三分の二に相當するものの賛成あることを要する(七五條第一項)。債權者は書面投票をも爲すことを得る。届出を爲したる債權者が期日に出席せず又代理人をして出席せしめず又書面投票をも爲さざる場合には、債務者の申出(和議)に反對の意見を有するものとして計算する。而して期日に出席し、若くは代理人に依る意思表示又は書面投票の意思表示が、和議に反對することの明白ならざる限りは、之れに賛成したるものとして取扱ふのである(同條二項)。

二、第一期日に於て、和議の可決なかりしときは、債務者の即時の申出ありたるときに限り判事は十五日内に第二の期日を指定する。尤も其指定は新期に定足數を得る見込なく從て和議の可決を得るの豫測を爲し得ざる場合には、之れを爲さないものである。

#### 五

或る特殊の企業、例へば首都ブタベスト及び其附近に於ける株式會社又は社團にして、登記を爲し且金錢機關

の範圍に屬するものは、其支拂困難に陥りたる場合に於て、裁判外の和解を得たき旨を中央金融通機關(Credit-sinzentral)を申出づることを得る。中央金融通機關が其申出を容れ且判事に之れを通知したるときは、四十五日の不變期間を限り、和議開始に因り生ずる法律効果を發生する。尤も此期間は、千九百二十八年の省令に依り、判事は中央金融機關の理由ある申請ある場合に限り、之れを更新することを得るも、然し其總期間が六ヶ月を超過してはならぬのである。

企業が、金融機關の範圍に屬するものなりや否やの判断は、中央金融機關之れを爲すのであつて、判事が之れを爲すのではない。和譜の成立には多數決に依ることを得ずして個々の債權者の用意を必要とする。其和譜に付ては判事の認可をも必要しないのであるのみならず、斯る和譜に依りては執行を爲すことを得ない(執行力を生ぜず)。

債務者が前記四十五日間に裁判上の手續の開始を申請する場合に於ては、判事は中央金融機關に對し和議管財人の職務を引受くるや否やの意思を表示すべき旨を催告する。中央金融機關之れを引受くれば、和議管財人に選任せらる。然し若し中央金融機關が、和議管理を引受けざるときは、一定の期間内に、他の和議管財人の選定を申出づることを得ないのである。

## 六

一、和議が其效力を生ずるには、勿論判事の認可あることを要する。認可に關する裁判は和議の重要な内容

を包含せねばならぬのである。

二、債務者が其債務の辨済に付き六割以上（一九二八年三月三十日の改正）又は少くも七割（同改正）を申出たるときは、判事は五割を超過する部分に付ては、其本來の辨済額に對する辨済期よりも長き期間を附與するこゝとが出来る。尤も判事は、債務者が其債務の全部を辨済する旨の申出を爲したる場合に於ても債權者の多數（數より見て過半數、額より見て三分の二）の同意あるにあらざれば、其恩惠期間を一年半以上と爲すことを得ないのである。

三、認可裁判は、之れを公告し且債務者、届出を爲したる一切の債權者及び知れたる其他の利害關係人に之れを送達することを要する。

## 七

一、要するに、匈牙利の改正和議法は實に大なる理想の下に制定せられたるものであつて、其個々の規定は誠に新なる創造に係るものあるを以て、諸國の注意を引くものたることは疑ない。

二、和議制度の立法主義は、種々あれども、我が立法の如く白耳義主義に屬するもの、即ち和議制度と破産制度とは相併立し、債務者は和議を申立てても又破産を申立てても孰れでも可い制度である。又英國の如く和議は破産の前置手續であつて、破産の申立があれば必ず先づ一度和議を試み、其成立を見ざるときに始めて破産に移る制度である。然るに匈牙利の改正法は、以上の孰れとも異なるの主義である。即ち和議制度と破産制度とは勿論併

立すること我と同じきも、然し和議の申出あれば必ず先づ職權的に和議（信用保護協會の仲介に基く多數決に依る和解）を試み、若し此和議が成立せざれば、茲に始めて裁判上の和議手續に移るの主義である。

三、匈牙利改正法の期待を達するが爲めには、其大部分が新しき規定の存するにあらずして、却て和議を成立せしむる爲めの職務を有する信用保護協會の技能如何に繋るものであると云はねばならぬ。

## 八

極く最近手にしたる維納信用協會會報 (Mitteilungen des C. V. Wien 55 Jahrg. 1929. 14. Sept. Nr. 38) に依れば、匈牙利政府は近き頃「債權者詐害行爲の罰則に關する改正案」なるものを作成し之れを公表したる趣であつて且之れに對する短評の爲しあることを知ることを得たのである。依て、私は此機會に附録として右に關する事を紹介し、以て他日の參考と爲さんとする。

一、匈牙利破産法（一八八一年制定）は、其第二百六十五條及び第二百六十六條に於て破産者又は其他の者若くは自己の利益を圖る目的を以て虚構の債權を届出でたる者並に債權者及び其親族に金錢其他の利益を與ふる旨を約せる者に對する罰則を定むるのみにて其他の罰則を定め居らざるのみならず、新和議法（千九百二十六年制定）にも何等罰則を定めて居らぬのであつて、此點は塊太利破産法及び和議法も同様である。而して我破産法及び和議法は之れに反し破産法及び和議法に夫々特別刑法とも稱すべき罰則を設けて居る。獨逸法亦然りである。

二、匈牙利政府は、近時同國に經濟の恐慌屢々起りたるに刺戟せられ、殊に中央信用保護協會 (Landes Kre-

dtischuzerein)の熱心なる希望に促され、其結果として債權者を詐害する行爲を罰するの法案を作成し之れを経済團體の評議に附して其意見を求めつつあるのである。

同草案は、千九百十四年の奥太利和議法が舊奥太利領に施行せられたる際定められたるものと同一の規定を包含するものであつて、即ち奥太利刑法第二百五條ノ一(詐欺破産)、第二百五條ノ二(他の債權者に對する詐害)、第四百八十五條(債權者に特別利益を與へたる行爲)、第四百八十六條(懈怠破産)、第四百八十六條ノ一(債務者の不完全なる帳簿記入)、第四百八十六條ノ二(和議手續及び破産手續に於ける虚構の行爲)及び第四百八十六條ノ三(會社の首長及び其代理人の責任に關する一般規定)等を採用したのである。私は其刑の如何なる程度のものなりやを目下確知することを得ざるを遺憾とするが、然し仲々嚴重なる趣である。即ち其刑は歐羅巴大戰に因り又同戰爭後匈牙利に瀰漫しつつある商業道德の腐敗を防止するに足るものありと想像せらるるのである。而して同改正案の其他に力を注ぎたるものは、特別利益供與の場合に於ては債權者のみを罰したる點と抵抗すべからざる強迫の下に債權者に其利益を供したる債務者を罰せざる點とにある。

三、匈牙利國中央信用保護協會(Ungarische Landes-Kreditschutzverein)は、「ブタベスト」商工業會議所と共に、去る九月十日に、政府改正案に對する調査報告會を開催したのである。右信用保護協會會長 Dr. Ernst Gyöngy 氏は之れに關しての詳細なる報告を爲したのであつて、同氏は次の如く云ふて居る。即ち「匈牙利に於ける從來の信用保護規定に關する刑事訴追は缺點を有し且一般の經濟社會は此缺點の補正を要求して居る。然るに政府案

は從來の信用保護を維持するに足るの規定を包含して居らぬ。尤も改正案に依り詐欺破産及び懈怠破産に關する罰則（刑法の）が和議にも適用せられ、從て現在の法律狀態を改善することを得るならんも、然し改正に付き最も必要なは當事者間に於ける特別利益供與の特約を罰するの訴追を有效ならしむることに在る」と。

以上 E. Györy 氏の報告に續いて熱心なる討論ありたる後、同信用保護協會は、政府案に代るに他の草案を作成すべきことに決したのである。而して其草案は、三章より成るものであつて、即ち第一章は支拂困難狀態の觀念を定むること、第二章は惡意又は懈怠破産の罪の訴追を和議にも適用すべきこと、並に第三章は特別利益供與に對する罰則を定むべきこと等である。

四、匈牙利國ですらも、政府が一度法律案を出せば、民間では直ちに之れを批評し且之れが對案（Gegenentwurf）を作成發表することである。我が國の狀態は如何なりやと云ふに、匈牙利に對しても忸怩に堪えざる次第であつて、獨逸の狀態に對しては尙更である。我が國に於ては、一方に在ては政府は法律案を作りても秘密にして之れを公表しないので、從て學者及び實際家に於ても之れに對しての批評を試むる餘地がない。他方に在ては縱令政府が豫め法律案を公表しても、學者特に實際家及び商工業者は、我不關焉として之れに對する意見を陳べ様ともしない有様であるのみならず法律私案を作成しようとも思はぬ狀態である。誠に遺憾千萬である。東京の商工會議所が曩に商法に關する改正私案を作り且之れを公表したるは、空谷に鞞音を聞くが如き觀あつて、實に國家の爲め慶賀の至りであり、斯る事の益々盛ならんことを祈るのである（私の斯る希望は他の機會に於て屢々陳べた所である）。

（昭和四年十月七日脱稿）